

# HuRP

<http://www.hurp.info>

## 「国歌」にまつわる歴史や問題を知らないと……

——2010年年頭にあたって

HuRP 理事長

浦部法穂 (神戸大学名誉教授)

イギリスの歌手ピーター・ドハーティが、昨年11月28日にドイツのミュンヘンで行われた音楽祭に出演した際、ナチス・ドイツ時代の国歌 (Deutschland, Deutschland über alles) を歌い、観客のヤジを浴びてステージから引きずり下ろされた、との報道があった (AFPBB News 2009.12.1)。その後、ドハーティは広報担当を通じて「国歌にまつわる問題を知らず、気分を害したのであれば深く謝罪する」として謝罪のコメントを発表したという (AFPBB News 2009.12.2)。ドイツの国歌は、「ドイツの歌 (Deutschlandlied)」といわれているもので、ハイドンが作曲したメロディーに、1841年にホフマンという人が歌詞をつけたものである。ドハーティが歌ったのは、この「ドイツの歌」の1番の歌詞で、ナチス・ドイツ時代には「世界に冠たるドイツ」と歌い上げるこの1番の歌詞が国歌とされていた。戦後は、この1番の歌詞は覇権



主義的な野望を表すもので国歌として不適切であるということで歌われなくなり、現在では「統一と正義と自由」という言葉で始まる3番の歌詞が国歌として歌われている (2番の歌詞は女性差別的だということで、これも不適切とされている)。ドハーティは、ドイツ国歌にまつわるこうした歴史的な事情を知らずに1番の歌詞を歌って、観客を激高させステージから引きずり下ろされる羽目になったわけである。

ひるがえって日本では、かつての軍国主義日本のシンボルとして重要な役割を果たしてきた「日の丸」・「君が代」を国旗・国歌として法定した (1999年。ちなみに、戦前においてさえ、「日の丸」・「君が代」を国旗・国歌と定める法令は存在しなかった!)。そして、学校での (とくに、入学式や卒業式における) 国旗掲揚・国歌斉唱の強制が、日に日に強められてきている。《国旗・国歌の尊重は国際社会の常識であり、どこの国のものであれ、国旗・国歌を尊重するという事は、国際礼譲からいっても必要なことだ。だから、児童・生徒に国旗・国歌を尊重する態度を身につけさせる必要がある》というようなことを、文科省や教育委員会は「強制」の正当化理由とする。しかし、国旗・国歌にまつわる歴史や問題についてきちんと教えることなく、ただ尊重せよというだけでは、逆に「国際礼譲」に反する結果をもたらすことにもなる。ドハーティがステージから引きずり下ろされたという事件は、このことを雄弁に物語るものだといえる。彼は、ドイツ国歌にまつわる歴史や問題を知らなかったために、ドイツの聴衆を激高させるような、まさに「礼譲」に反することをしてしまったのである。

今年、「韓国併合」100年の節目の年にあたる。「日の丸」・「君が代」にまつわる歴史・問題を、あらためて考えてみる機会だと思う。

2010年1月18日(月)

2009年5月21日、市民が裁判に参加する裁判員制度がスタートし、全国各地で裁判員裁判が行われています。法学館憲法研究所では、実際に裁判官の仕事をしてきた方々の講演会を毎月開催し、憲法と裁判官の役割、裁判とはどのような場なのか、裁判員には何が期待されるのか、などを語っていただくものです。

### 第十回目 石塚章夫さん・須藤 繁さん

石塚さんは、まず、足利事件第一回公判の記録など、多くの資料を交えながら、裁判における失敗がなぜ起こるのかなどを話されました。また、『裁判官はなぜ誤り、なぜ謝らないのか』という一文を引き、「裁判官は、自身の出した判決について責任を問われないという問題が根本にあります。足利事件のような無罪事件でも問われないのはこのような事件の扱いについて考えるべきです」と述べました。



石塚章夫さん

そして、『裁判官の良心と人事』について、大阪高裁で判決を出した後に自殺をした裁判官の方をとりあげ、「裁判官は、一人の人間の良心が「国」と対峙することがあるという稀有な職業です。そのため、憲法76条で裁判官の身分保障が規定されていますが、このときは自分の魂が抜けるような感覚に陥りました」と話されました。

最後に、『裁判官の謝罪と良心』について、吉田がんくつ王事件の1963年に出された無罪判決での言葉「……まことに痛恨である……ひたすら

陳謝する……」を読み上げ、『裁判官の謝罪や良心』はこういうものではないでしょうか」と述べられました。

須藤さんは、ご自身が裁判官から弁護士になられた経緯話されました。「『法曹は憲法と法律に従って仕事をすればよいのであって、それ以上でもそれ以下でもない』という時期がありましたが、そうではないと考えました。それは『時流に媚び、上にへつらうことからの脱却』であり、裁判の勝ち負けより、解決すべき問題がいくらでもあり、それに向かっていくことが大切だと考えるようになりました」と述べました。

その具体例として、ご本人が担当された事件を例に話されました。「再犯をする彼(被告人)は、処罰では更正はできない。と感じました。情状鑑定(犯罪事実を争わない刑事裁判で、適切な量刑判断の参考にするために、被告の心理状態などを



須藤 繁さん

調べ、事件との関連性や再犯の危険性などを分析すること)の申請や社会的なサポートが必要であることを訴えるなど、自分が弁護人として更正させるという一念で仕事をしました。その後、その方は再犯には至っておりません」と話されました。

そして、これからの量刑について、『量刑相場』という実務上の慣行に流されないで、量刑を真剣に考える裁判官を育てることが必要です。どんな自白をしても、向かっていく(量刑について考える)ようにしなければいけません。そうでな

いと、いざ否認した事件に対して立ち向かえなくなるのです」と述べました。

の弁護士として被告人のために奔走する姿は、職業人としてとても素敵だと思いました。

(T本)

石塚さんのおっしゃった、裁判官が「良心と国とが対峙」する時の心境はいかばかりのものか、測りしれませんが、裁判官の皆さんには、ぜひ、前に進んでほしいと思いました。また、須藤さん



## 「法学館憲法研究所報 第2号」 刊行のご案内

### ◆『法学館憲法研究所報 第2号』

2010.01刊行 法学館憲法研究所／税込800円

2009年7月、憲法の理念を広げ、市民と憲法の専門家をつなぐ雑誌として出発した「法学館憲法研究所報」、2010年1月に第2号を刊行しました。いっそう多くの市民、学生、研究者の方々にご活用いただけるようご案内いたします。また、創刊号につきましても引き続き、購読・定期購読をご案内しております。あわせてご利用下さい。

「法学館憲法研究所報」は、毎年2回発行していく予定です。ここでは、憲法とその考え方を解明する論文を掲載するとともに、現代の諸問題を憲法の観点から検証する公開研究会の様態も紹介します。市民の皆さんの憲法に関する発言も掲載します。市民と憲法の専門家をつなぐ雑誌として、多くの市民、学生、研究者の方々にご覧いただきたいと考えています。

ご購入は、HPより申し込みフォーム <https://www.jicl.jp/form/order.php>  
または 150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-5 法学館憲法研究所  
Tel 03-5489-2153 までお問い合わせください。



憲法と平和を見つめ直すために

## 『長沼事件平賀書簡』

### ◆『長沼事件平賀書簡』

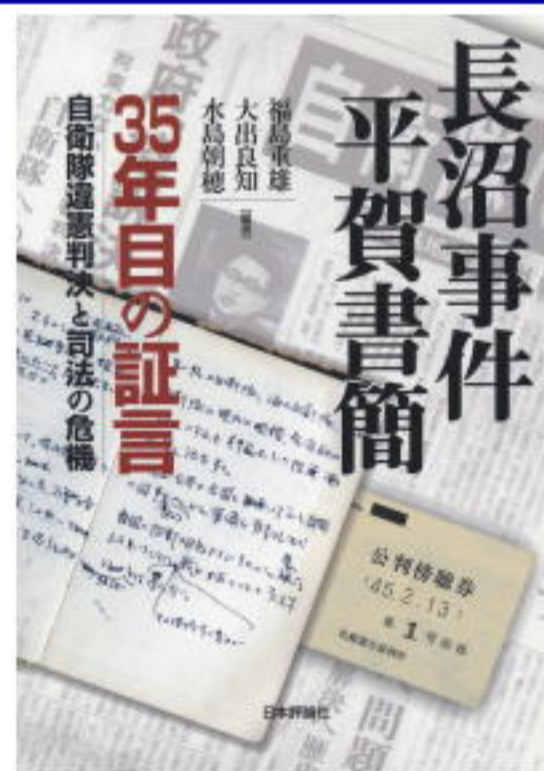
——35年目の証言、自衛隊違憲判決と司法の危機——

福島重雄・大出良知・水島朝穂 編著

ISBN: 978-4-535-51641-0 2009.04刊行 日本評論社／税込2,835円

1973年9月7日、札幌地裁は「長沼事件」で初の自衛隊違憲判決を下しました。この判決は、国内外で大きな反響を呼びました。同時に、判決に至る過程で発生した札幌地裁・平賀健太所長による裁判干渉は、「平賀書簡問題」として世に知られることとなりました。

判決から35年。多くを語らなかった福島重雄元裁判長が初めて違憲判決に至るさまざまな過程、「平賀書簡」を詳細に語ります。そして「平賀書簡」以降、裁判所全体を巻き込んだ「司法の危機」の深層を当事者たちが明らかにします。今なお続く憲法9条と司法権の独立という2つの問題に関わった当事者による35年の空白を埋める歴史的証言の書です。



2009年も、わたしたち HuRP の活動へのご賛同、ご支援をいただき、まことにありがとうございました。さて、先日、会費をお納めいただいたみなさま、たいへんありがとうございました。会の運営（年間 3,000 円）、また本通信の制作等は、みなさまのご協力により、成り立っております。2009 年度の会費をこれから納めていただく方は、ぜひ、お早めに納めていただきたく存じます。

郵便局口座 口座番号 00180-8-280207 口座名称「特定非営利活動法人人権平和国際情報センター」  
銀行口座 みずほ銀行九段支店(普通)1013386「NPO 法人人権・平和国際情報センター」

そして、来年度も賛助会員として、HuRP を支えていただければ幸いです。引き続き賛助会員になっていただき、本 HuRP 通信をお読みいただきたく、何卒よろしく願いいたします。

また、みなさまのまわりに人権や平和について考えてみたいという方、HuRP の活動に興味があるという方がおられましたら、ぜひご紹介ください。そして、お誘い合わせのうえ、イベントに足をお運びください。お待ちしております。

## カラダに平和を 自炊のススメ 44 シンプルビーフストロガノフ

先日、会社の方の自宅で映画鑑賞会があったのですが、そのときにビーフストロガノフを振る舞われ、とてもおいしかったです。ただ、作るのがとてもたいへんそうでしたので、ここでは、少し手を抜いて作ってみたいと思います。

材料：牛肉（バラ肉の安いもので OK）100 グラム、タマネギ 1 個、しめじ 1 パック、牛乳コップ一杯、ケチャップ、ソース、しょう油各大さじ 1、ヨーグルト 60 グラム

手順：

1. 牛肉、タマネギ、しめじを食べやすい大きさに切る。
2. 熱したフライパンに油を敷き、牛肉とタマネギ、しめじを炒める。
3. 火が通ったら牛乳（一人分 200cc・コップ一杯分）を少しずつ入れ、ケチャップ、ソース、しょう油を少しずつ入れる。
4. 弱火で 10 分くらい煮て、最後にヨーグルトをくわえてできあがり！

本家はタマネギを色が付くまで炒めて、ワインを入れて、生クリームを入れて、……とても及びませんでしたが、味は、それなりにおいしくできたと思います。ヨーグルトの酸味がなかなか良かったです。実は初めてのチャレンジでしたが、なんとかうまくいきました。これなら簡単にできますので、おためしください！



足利事件の再審公判の中で、当時の取調べの様子を録音したテープの一部が流されました。自白は自白でも、ウソの自白に追い込んでいくような取調べは、あってはならないと思いました。今年もよろしく願いいたします。

(T 本)

